

会 長	局 長	次 長	係 長	係

合議

平成 2 8 年 2 月 1 9 日

奄美市農業委員会

第 2 回定例総会議事録

署名委員 志岐清夫

署名委員 赤崎重雄

奄美市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 招集日時 平成28年2月19日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美文化センター2階第1会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	與島 文雄	12	屋島 良幸
2	山下 典仁	13	喜野 和也
3	吉 卓男	14	中村 秀明
4		15	松元 修一
5	山田 良光	16	肥後 安美
6	榮 清志	17	泉 智宜
7	前田 孝徳	18	志岐 清夫
8	行 辰朗	19	赤崎 重雄
9	前山 重一郎	20	榮 清安
10		21	野崎 清志
11	松崎 文好	22	福原 秀和

4. 欠席委員 昇 睦朗委員 南 利郎委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 次長 用稲 工巳

笠利分室長 有川 衛

住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・市町村事務局長等会議について
- ・平成27年3月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 非農地の認定について

議案第12号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約決定
について

議案第13号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第14号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第15号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

(4) その他

- ・ ミカンコミバエ防除について

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は20人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成27年第2回定例総会を開会いたします。

(欠席委員 昇 睦朗委員、南 利郎委員)

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に、18番志岐清夫委員と19番赤崎重雄委員の
2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第9号から議案第15号までの7件を
予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第 3

議案第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には私の調査案件が含まれておりますので、議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

議案第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No. 7 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。3 ページにありますように受人はタンカン・スモモ 1 2. 3 アールを栽培しており、取得地にはタンカン等を栽培する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 8 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。1 1 ページにありますように受人はサトウキビ 2 2. 1 アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 9 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。1 9 ページにありますように受人はサトウキビ 4 2. 1 アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 1 0 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。2 6 ページにありますように受人はタンカン 6. 9 アールを栽培しており、取得地にもタンカンを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 1 1 につきましては、No. 1 0 と同一人物で使用貸借権設定の案件でございます。3 4 ページにありますように受人はタンカン 6. 9 アールを栽培しており、取得地にもタンカンを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 1 2 につきましては、売買による所有権移転でございます。4 4 ページにありますように受人はジャガイモ等 2 2. 9 アールを栽培しており、取得地には野菜・パパイア等を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

<p>議 長</p>	<p>以上 6 件でございます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の各号該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次報告をお願いいたします。</p>
<p>1 3 番</p>	<p>(喜野委員)</p> <p>議案第 9 号No. 7 農地法第 3 条の規定による許可申請について報告いたします。</p> <p>夫婦間の贈与に関する案件ですので渡人・受人が同一内容になります。2 月 1 7 日午後 3 時に畑において渡人・受人と面談いたしました。今回の贈与については、現在耕作作業を行っているのは主に夫であり、今後の財産管理上夫に贈与する所有権の移転を予定しているそうです。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。</p> <p>続きまして申請地についてご報告いたします。2 月 1 7 日午後 2 時 4 5 分に受人の立会の下申請地の確認を行いました。まず現況ですが、申請地の 4 筆には柑橘類の苗木 1 8 本、スモモの苗木 1 2 本が植えてあり現在耕作中の農地です。周囲も耕作中の農地で特に問題はないものと判断されます。</p> <p>なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。</p>
<p>1 2 番</p>	<p>(屋島委員)</p> <p>議案第 9 号No. 8 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご報告いたします。</p> <p>2 月 1 5 日午後 1 時過ぎに受人宅で聞き取り調査をいたしました。受人と渡人の父同士は従兄弟であり、以前から受人が耕作をしており贈与する事になっていたとの事でした。所在地、面積等申請書のとおり間違いのないという事でしたので報告いたします。</p> <p>なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲次長)</p> <p>議案第 9 号No. 8 について報告いたします。</p>

2月15日午後7時に電話にて調査を行いました。譲渡人本人は話し声が聞き取りにくいいため奥さんに代わり申請内容の確認を取りました。申請の譲渡人・譲受人住所、それから土地の確認をしましたところ、申請書のとおり間違いがないという事で確認を取っております。以上です。

2番 (山下委員)

議案第9号農地法第3条の規定によるNo.8の許可申請について調査報告いたします。

2月17日(火)午前7時に受人に直接お会いしてお話しを聞き、経営農地の現地確認をいたしました。借入地の名瀬勝原は耕耘されておりサトウキビを植えるとの事でした。所有地の自作地は生川にあり、これから耕耘してサトウキビを植えるとの事でした。申請地は草刈をしてあり、これからサトウキビを植えるとの事でした。受人の祖父と渡人の祖父が兄弟で、昔は長男しか相続出来なかったため、今回渡人より受人へ贈与という形にしたようです。これから旦那さんと2人で農業をするとの事ですので、委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。以上で調査報告を終わります。

6番 (榮委員)

議案第9号No.9の農地法第3条の規定による許可申請について調査報告を行います。

2月16日午前8時30分に自宅で聞き取り調査をしました。渡人・受人は親子関係で受人は長男です。土地は23ページにありますように一屯の方です。以前ここに自動販売機が置いてあったのですが、その関係で申請が出せないという事で撤去しまして、現在は更地の状態です。これは人に貸していた土地ですが返してもらって贈与という形になります。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご審議の方よろしく願いいたします。以上です。

13番 (喜野委員)

議案第9号No.10農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

2月17日午後4時35分に受人の自宅で受人の長女と面談いたしました。受人が体調不良のため代理で面談いたしました。渡人と受人の続柄は兄弟で今回兄弟間の贈与との事です。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしましたのでご報告いたします。

<p>事務局</p> <p>18番</p> <p>13番</p> <p>事務局</p>	<p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。</p> <p>(原住用分室主幹)</p> <p>議案第9号農地法第3条の規定による許可申請No.10の譲渡人について調査報告をいたします。</p> <p>譲渡人は鹿児島市に在住しているので、2月12日午前10時45分頃に電話にて農地法第3条の所有権移転について確認したところ、受人へ渡人が所有する農地を弟へ許可申請のとおり譲渡するとの事でありました。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。</p> <p>(志岐委員)</p> <p>議案第9号No.10農地法第3条の現地調査報告をいたします。</p> <p>2月15日にこの土地を調査いたしました。現地は城集落の墓地の近くにあります。横5.5メートル、縦10.1メートルのビニールハウスが1棟設置されております。中に何か植えてあるのかと出入口から確認しましたら、ダイコン、キャベツ、ニンジン、ニラ、その他野菜が全部に植え付けられておりました。残りの部分についてはジャガイモが全部綺麗に植え付けられておりました。受人は現在体調を壊してこういう作業は出来ないが改めて受人に電話で確認しましたところ、間違いありません自分達でやりましたのでひとつよろしくお願いたしますという事でしたのでご報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。</p> <p>(喜野委員)</p> <p>議案第9号No.11農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。</p> <p>2月17日午後4時35分に借人の自宅で借人の長女と面談いたしました。借人が体調不良のため代理で面談いたしました。貸人と借人の続柄は兄弟で今回兄弟間の5年間の使用貸借との事です。細部につきましては39ページに「農地使用貸借契約書」が添付されております。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。</p> <p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。</p> <p>(原住用分室主幹)</p>
---	--

議案第9号No.11の使用貸人の確認について報告いたします。

先程説明しましたNo.10の案件を電話で確認をした時に、農地法第3条の使用貸借の件について使用貸人が所有する農地を弟へ使用借人として許可申請のとおり貸しますとの事でありました。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

18番

(志岐委員)

議案第9号No.11農地第3条許可申請について調査報告をいたします。

同じ2月15日に山田の農地の調査をいたしました。城集落から約900メートルずっと奥の方にこの畑があります。戦前戦後を通じて稲作をしておりましたが、暫く放った状態で現状はススキ等で荒れ放題になっております。あちらこちら雑いであったものですから、改めて借人に土地の調査で現地に来ていますがと内容を聞いたところ、これを綺麗に整地してタンカンを植え付ける計画になっているという事でしたので、それは非常に喜ばしい事ですので是非頑張って整地してタンカンを植え付けて下さいとアドバイスをして調査を終わりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

9番

(前山委員)

議案第9号3条申請No.12の受人について報告をいたします。

2月17日午後6時頃本人宅を訪問しましたが本人がまだ仕事から帰っていないという事で、奥さんがいまして奥さんとお話しをさせて頂きました。この申請書のとおりで間違いありませんという事で、対価についても2筆合わせて40万円という事でございました。渡人と受人の奥さんの方が親戚になるという事で金はいくらでも良いと言われたのですが、そういう訳にはいかないという事で相場の40万円になったようです。そこには自家用の野菜類を植えるという事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

事務局

(原住用分室主幹)

議案第9号No.12の譲渡人の確認について報告いたします。

譲渡人が鹿児島市に在住しているため、2月12日午前11時30分頃に電話にて連絡しましたが本人が不在であったため、本人より2月18日午前11時20分頃に連絡があり、農地法第3条の所有権移転について確認した

ところ、住用町大字城の2筆の農地を受人へ許可申請書のとおり譲り渡す事を確認いたしました。ご審議の程よろしく願います。以上です。

18番

(志岐委員)

議案第9号No.12の土地について報告いたします。

私のタンカン畑と大体200メートル程距離がありますが、去年の11月受人本人が隣の渡人の土地を自分が今度やるようになりましたのでよろしく願いますと、私の畑にあいさつに来られました。荒れ放題している土地を開いてもらえばイノシシやハブの巣にならず大変喜ばしい事なので、是非頑張って開けて下さいという事で話しました。以来ものの1ヶ月も経たないうちにユンボを積んできて整地作業に着手しまして、今まで荒れ放題している土地を天地返しし、低い所には4トンダンプで良い土をどこからか持って来て土を入れて綺麗に整地して、現在は天地返しをして何時でもホイルトラクターが歩かせるよう準備が着々と進んでおります。少し面積が残ってましたので折角やるのであれば一角全部やってもらえば畑のしまりが良くて良いのではないかと申しましたところ、あれは農機具や使い残しの肥料を入れたりお茶等を飲むための小屋を建てる予定ですので、あの分は残してありますという説明でした。もう既にトイレ等は傍に設置して準備してあります。これから一緒に分からないところは教えて下さいという事で、間違いありませんのでひとつよろしく願いますという事でした。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長

(松崎会長代理)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番

(吉委員)

No.11について、勉強不足でお聞きしたいのですが、使用貸借と流動化の契約の違いというのは何かありますか。

事務局

(用稲次長)

これは多分に下限面積に足らなかったものですから使用貸借で3条で出たものと思われます。

議長

(松崎会長代理)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」)の声あり

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び農地区分の報告)

No.5につきましては、売買による所有権の移転で住宅及び鍼灸院を建設するための申請でございます。

申請地は名瀬大熊町の一番奥の都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.6につきましては、売買による所有権の移転でコテージを建設するための申請でございます。

申請地は笠利町打田原崎原集落の中で、海岸ぶちの道路の直ぐ傍で農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.7につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は名瀬朝仁新町の千年松公園の前の都市計画区域内で周りを住宅に

囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上3件でございます。

議長

(松崎会長代理)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

13番

(喜野委員)

議案第10号No.5農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

2月18日午後3時45分に受人と面談いたしました。現住所は奄美市名瀬小浜町ですが奄美市笠利町在住の母の介護のため実家のある笠利町須野の実家で面談いたしました。現在奄美市名瀬小浜町のアパートで鍼灸院を開業しておりますが、患者の増加により手狭になったため申請地に自宅兼鍼灸院を計画しているとの事でした。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。以上です。

9番

(前山委員)

5条申請のNo.5の渡人についてご報告いたします。

2月15日(日)午前中に自宅を訪問しまして確認をいたしました。この面積、対価等申請書のとおり間違いがないという事です。よろしくお願いいたしますという事でした。

また、申請地につきましては、58ページの案内図にありますように大熊の都市計画区域内の山手側になります。現在そこにはキャベツやネギ等自家用野菜が栽培されておりましたが、キャベツ等は大体収穫が終わっているような状況でございます。都市計画区域内の土地で宅地造成した後ですので何ら問題はなかろうかと思えます。勿論事前着工はされておりませんでした。以上です。

12番

(屋島委員)

議案第10号No.6の農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。

2月16日午後4時に受人のお店で聞き取り調査をいたしました。申請書のとおりコテージを3棟建設したいという事であり、転用計画・建築面積・資金調達計画等間違いがないという事でしたので報告いたします。以上です。

6 番	<p>(榮委員)</p> <p>農地法第 5 条の許可申請の渡人について調査報告をいたします。</p> <p>2 月 1 5 日午後 6 時過ぎこの渡人は現在一人で赴任しておりまして長男が家の方でおります。この土地につきましては、最近の売買ではなくもう何年か前に売買されている土地でありまして、現在は更地の状態でありましたので報告をいたします。以上です。</p>
2 番	<p>(山下委員)</p> <p>議案第 1 0 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 7 について報告いたします。</p> <p>2 月 1 4 日 (日) 午前 1 0 時に受人に直接お会いしてお話しを聞く事が出来ました。受人は住宅建築目的であります。現在は民間のアパートに住まわれており、希望する場所が見つかり申請したようです。住環境も良好で職場にも近く利便性が高いため、終の棲家として一戸建てを建築したいとの事でした。銀行融資による資金調達計画、所有権移転、対価等申請書の記載内容に間違いのないとの事でした。以上報告を終わります。</p>
8 番	<p>(行委員)</p> <p>議案第 1 0 号議案番号No. 7 農地法第 5 条の規定による許可申請について、渡人について事前調査報告をいたします。</p> <p>2 月 1 5 日午後 5 時 3 0 分に渡人の自宅で本人に聞き取り調査を行いました。地目、面積、対価等申請書のとおり相違ないことを確認いたしましたのでご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。</p>
1 2 番	<p>(屋島委員)</p> <p>議案第 1 0 号No. 7 の農地法第 5 条の規定による許可申請の土地についてご報告いたします。</p> <p>2 月 1 5 日午前 1 0 時 3 0 分に申請地の調査をいたしました。土地は都市計画区域で整地されており、何ら特に周囲に影響はないと思われまます。隣の 9 番 1 2 は 1 2 月に 5 条申請で許可になったところです。以上です。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
7 番	<p>(前田委員)</p>

事務局	<p>No.6は国定公園の関係は何も問題はないのですか。</p> <p>(用稲次長)</p> <p>調べてみて若し入っているようであれば、また本人に通知いたしまして対処したいと思います。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これはよく調べて再度皆様方にご報告したいと思います。私の考えでは国定公園に入っているのではないかと考えています。</p>
7番	<p>(前田委員)</p> <p>以前隣の人も一応5条で出して家を造っていますので確認だけお願いします。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>はい。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>打田原集落の手前から先は入っています。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>はっきりした事は事務局の方で調べて次回の総会で報告いたしますので、よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第10号農地法第5条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議に諮問することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>日程第5</p> <p>議案第11号非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.2につきましては、昭和63年頃から休耕放棄して宅地として利用されており農地として利用出来ないための申請でございます。申請地は名瀬前勝集落内で本道から2、3メートル一段下がった場所になります。</p> <p>No.3につきましては、昭和50年頃から道路として使用しており農地として利用出来ないための申請でございます。申請地は名瀬仲勝向里団地の川向かいで袋小路になる2軒の家に通じる道路になります。</p> <p>No.4につきましては、10年前から休耕放棄して現在原野となっており農地と利用出来ないための申請でございます。申請地は笠利町神ノ子の集落の山側で植物園の斜面になった部分になります。</p> <p>No.5につきましては、区画整理事業により住宅敷地の一部として換地を受けたもので現況が宅地で農地として利用出来ないための申請でございます。申請地は名瀬大熊町の真ん中で宅地の境界として植栽がされた部分になります。</p> <p>現地については担当調査委員からの報告があると思いますのでよろしくお願いたします。</p> <p>以上4件でございます。</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による、調査意見の報告を求めます。</p> <p>(用稲次長)</p>

申請人は滋賀県甲賀市の方に住んでおられますが、この前事務局の方にはい
らっしゃいまして話しを伺っております。現地が宅地後で今後耕作が出来な
いという状況で非農地申請をお願いしますという事で伺っております。申請
人が事務局に見えられた次の日に事務局側で現地の方も確認しております。
以上です。

2 番 (山下委員)

議案第 1 1 号非農地認定No. 2 について調査報告いたします。

2 月 1 4 日 (日) 午後 1 時に現地調査いたしました。昭和 6 3 年頃から休
耕放棄しており農地として利用していないとの事でした。現地周辺は住宅地
として利用されており、現地は申請人の住居の隣地で道路に面しているた
め、駐車場として利用されていまして。農地への復旧は困難だと思われま
す。以上で調査報告を終わります。

6 番 (榮委員)

2 月 1 5 日午前 9 時 3 0 分に申請人の自宅に伺いまして現地の事を詳しく
聞いたのですが、事務局から説明があったとおり、この道路につきましては
畑としては使用出来ないという事でありましたので報告いたします。

1 3 番 (喜野委員)

議案第 1 1 号No. 3 非農地の認定について報告いたします。

2 月 1 7 日午後 4 時 1 0 分に現地を確認いたしました。まず現況ですが、
8 3 ページの上の写真にあります。道路側から突き当たりの住宅を見た写
真です。点線の部分は綺麗にアスファルト舗装がしてあり、永年道路として
利用していたのがうかがえます。非農地証明願に記載があるとおり昭和 5 0
年頃から使用していたとの事です。この道路がないと 8 2 ページの図にあり
ますように 2 棟の住宅は通行が出来なくなります。委員の皆様の審議をお願
いいたします。以上です。

6 番 (榮委員)

非農地について調査報告をいたします。

2 月 1 5 日午前 9 時 3 0 分に自宅におきまして聞き取り調査を行いました。
この土地につきましては、8 8 ページを見ていただければ分かると思いま
すが、現在は斜面になっていますが昔は段々畑で上の方にも畑があったの
ですが、災害で左側は完全に崩れているのです。右側に植物が植えてありま

	<p>すが斜面が崩れそうになっているものですから、申請人本人が植物を植えてあります。畑として使用出来るような状態ではありません。現地で確認いたしました。調査報告を終わります。</p>
9 番	<p>(前山委員)</p> <p>非農地申請のNo.5 について報告いたします。</p> <p>2月14日(日) お伺いをしまして確認をいたしました。申請人は5条で出ましたNo.5の受人とは兄弟で受人の家の場所に建っています。ここは都市計画をした時に他にあった土地をここに持ってきてくっつけて宅地としてそこに家を建てるという事で持ってきたという事で、写真を見れば分かりますように駐車場の横の境界側の狭い所になりますが、境界という事で植栽がされていまして25平方メートルで農地として使えるような状況ではございませんので非農地として認定しても差し支えないものと思います。以上です。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>No.2の申請人は非農地にしてこれを何か売買するとかそういう計画なのではないでしょうか。隣の人との関係はどうですか。隣の人とのいざごぎはないのですか。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>それは確認していませんが。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは出口がなくなるのではないですか。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>この手前は多分建物があって取り壊した後が見受けられました。一寸写真では分かりにくいのですが、左の方に白い壁があるのです。これは建物の一部だったと思います。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>この非農地を認める事によって隣の人といざごぎはないのか。</p>

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>袋小路になっていますので、多分通行権は認められると思います。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは先程のNo.3もそうですよね。道路として使っていると言うけれども結局その人は貸すのでしょうか。今現在使っているのですよね。奥の人の土地ではないのでしょ。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>これは道路として奥の人が買うような話しになっているようです。申請者は道路として認めております。</p>
1 6 番	<p>(肥後委員)</p> <p>現在道路として使われており畑ではないという事で非農地申請していますので、私達とすれば農地にならないという事で認めても良いと思うのですが、例え地主の名前で所有権がある所であっても道路として使用されている所は、勝手に自分の所有権だと決める事は出来ないのではないですか。道路としてずっと利用する所であればですけども。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これは道路として使用しておりますので、今吉委員がおっしゃいましたようにトラブルが起きないか心配だという事ですので、許可を出す時に確認をしてもらいたいと思います。</p>
1 5 番	<p>(松元委員)</p> <p>No.4の下の方に何か植えてありますが、これは観葉植物ですか。</p>
6 番	<p>(榮委員)</p> <p>そうです。熱帯植物です。</p>
1 5 番	<p>(松元委員)</p> <p>非農地は非農地だと思うのですが、下が畑で何故法面だけわざわざ非農地にするのでしょうか。</p>
7 番	<p>(山田委員)</p>

今のNo.4で立派な基盤整備地区の畑であれば問題ないと思うのですが、我々も農地調査に回ってみれば榮委員の方から上の方は云々とありましたが、こういう事例は沢山出て来ると思うのです。同じ1反歩の畑の中で法面で囲っているものがありますよね、法面までで農地になっているものがある訳ですから、これはよっぽど気を付けて非農地に許可しないと全部法面非農地になってしまうという事にもなりますので、やはり上下関係上の状態とかよく調べて今後許可していかないと、出たからすぐ非農地というのも色々問題が出て来るとは思いません。

3番 (吉委員)

非農地が出た時いつも思うのですが、皆分筆された番号なのです。当初何らかの形で分けて使って後置いといてそのまま非農地という感じが見受けられるものですから、そういう点何か意図的にはやっていないでしょうけれども、そういう傾向が見られるような気がしますので、慎重に非農地は判断された方が良くはないかという気がします。

9番 (前山委員)

恐らく本当は全てこの1293番3は原野とした方が良くはないかと思うのです。我々の果樹団地の果樹園でもそういうものがあるのです。法面は法面として別に分筆されてただ平坦部分だけが耕作地というふうにして後は原野となっておりますので、防風帯とか山とか綺麗に分筆されているのであればそういう処理をすれば良かったのではないかと思えます。

議長 (松崎会長代理)

協議会に移します。

正会に戻します。

この問題、No.4の非農地について山の法面が崩れたので非農地にとの申請が出ましたが、色々意見が出ましたがどういった処置を執れば良いのか。

9番 (前山委員)

認めざるを得ないだろうと思われま。

議長 (松崎会長代理)

非農地として認めることにご異議ございませんか。

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 協議会に移します。 正会に戻します。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第11号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって議案第11号非農地の認定については、審議の結果、これを認定することに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(議長交代)</p> <p>(前山会長) 議事を再開いたします。</p> <p>日程第6 議案第12号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p>
-----------------------	---

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第12号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第13号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
20番	<p>(榮委員)</p> <p>奄振ハウスは奄美市が建てたハウスですか。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>奄美市が建てて個人の方に貸していました。賃貸借を結んでいたのです</p>

<p>議長</p>	<p>が、今年奄美市がハウスの耐用年数が来たもので個人の方に譲り渡すという事で公募しましてこの方に決定したものです。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第13号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第13号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第8</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第14号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(原住用分室主幹) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
<p>1番</p>	<p>(與島委員)</p> <p>飼料畑の件ですが、事前協議でもちょっと話したのですが、担当の方は今後こういう事が起きないようにこれ位は伝えて下さい。知らなかったと最後</p>

にはごめんなさと言いましたが、今度の借りる方は認定農家だという事で強い口調で私に返答がありました。借りる時は事務局が調査している訳ですのでその方には隣の利用者にも声を掛けて下さいと言ってもらえば良かったと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

(原住用分室主幹)

農業委員会の事務局と言うよりも畜産担当として説明させて頂くのですが、畜産農家同士暗黙の了解として飼料畑をされる場合には、隣接地を飼料畑として借りている方に対しては、普通畜産農家同士の中では隣接地の方に一言声を掛けていくというものがあるのです。私自体もそれは把握しているだろうと思っていました。知らない同士ではありませんのでそういう関係は当然ながら声を掛けるだろうと思っておりました。それがなかったという事ではありますが、事務局としてもこういう利用権設定が上がって来ている以上は処理をしないとイケないものですからご理解下さい。

1 番

(與島委員)

それはそれで声を掛けてくれればどうと言う事はなかったのです。今後またあるかも知れませんがそこら辺注意として申し上げておきます。

議 長

(前山会長)

その地域地域によってそれぞれ色々取り纏めルールのものがあるかと思いますが、そこら辺り十分に注意されて隣同士いざこざが無いようにされて頂きたいと思います。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第15号笠利笠利農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移します。

・ミカンコミバエ防除について

正会に戻します。
以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れ様でした。

平成28年 2月19日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進